

■「道路土工構造物技術基準」の制定及び「道路標識設置基準」、「道路緑化技術基準」の改正について

国土交通省は、平成27年3月24日に開催した社会資本整備審議会 道路分科会 道路技術小委員会での調査、検討を踏まえ、高速自動車国道及び一般国道を新設又は改築する際に適用する基準について、次のとおり制定及び改正を行ったと発表しましたのでお知らせいたします。

1. 制定・改正の概要

[1]道路土工構造物技術基準(新規制定)

- ・道路土工構造物の強度に大きく影響を与える水について、速やかに排除できるよう排水処理設計の実施を明確化
- ・施工時における設計条件との適合を明確化 等

[2]道路標識設置基準(改正)

- ・「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の改正内容の反映
- ・標識の損傷事例等を踏まえた技術的知見の反映 等

[3]道路緑化技術基準(改正)

- ・安全かつ円滑な交通の確保により重点を置くことを明確化
- ・景観法や日本風景街道等の地域の計画との連携を図ることを明確化 等

2. スケジュール

- ・平成27年3月31日都市局長、道路局長より地方整備局長等に通知
- ・平成27年4月1日からの設計に適用

道路土工構造物技術基準の概要

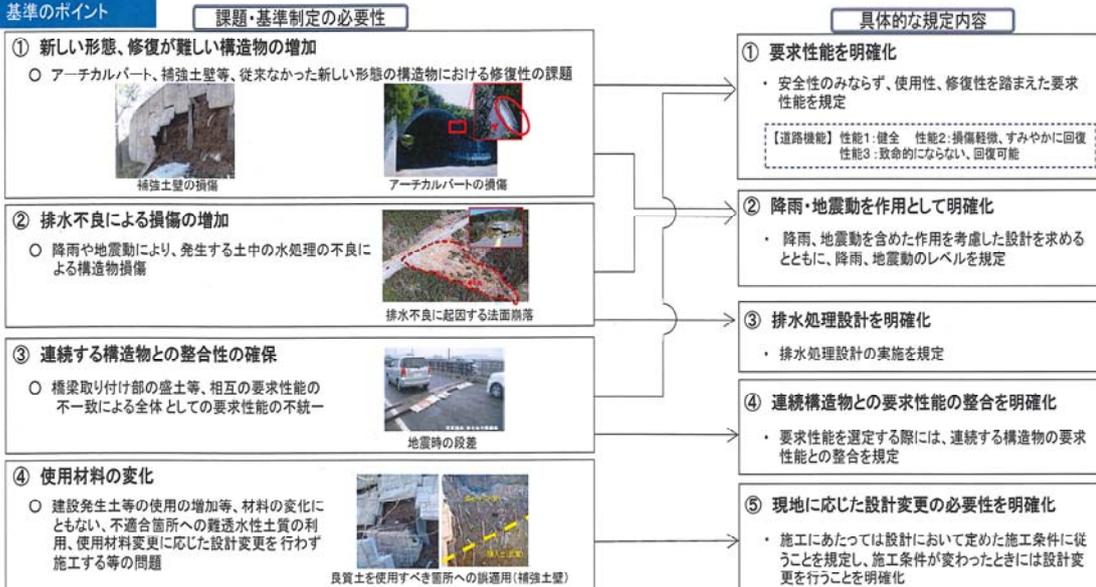
1. 基準の制定の背景

- これまで、道路土工構造物について、国の技術基準はなし
- 技術の進歩により、従来は築造されなかった高盛土、大規模なカルバート等、損傷すると社会的に大きな影響が生ずるおそれがある構造物が増加
- 排水不良等による損傷事例が増加 ⇒ 安全性に関する明確な基準の必要性の高まり

2. 基準の特徴

- | | |
|------------|---|
| <要求性能> | ○ H15「土木・建築にかかる設計の基本」による「安全性」「使用性(供用性)」「修復性」を踏まえ、施設の重要性に応じ、3段階規定 ○ 橋梁に連続する盛土等、連続・隣接する構造物の要求性能を考慮することについて規定 |
| <作 用> | ○ 設計時に考慮すべき作用として、常時(死荷重、活荷重、土圧等)、降雨、地震動を明確化 |
| <排水処理> | ○ 道路土工構造物の強度に大きな影響を与える水について、速やかに排除できる構造の設計を明確化 |
| <設計条件への適合> | ○ 施工時における設計条件との適合を明確化 |
| <記録の保存> | ○ 設計・施工等において、維持管理に必要な記録の保存を明確化 |

3. 基準のポイント



□官民境界位置における高低差処理検討について

～道路整備において民地との高低差がある場合の処理事例紹介～

1. はじめに

東京は、山手線外周部を中心に木造住宅密集地域(以下「木密地域」という。)が広範囲に分布しています。そのような木密地域は、道路や公園等の都市基盤が不十分なことに加え、老朽化した木造建築物が多いことなどから、地震火災など大きな被害が想定されています。

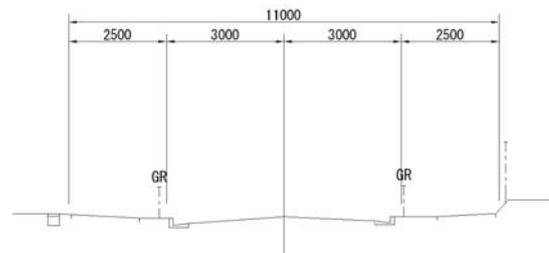
本報告は市街地の延焼を遮断し、避難や救援活動の空間ともなる、防災上効果の高い主要な都市計画道路の整備を目的とした木密地域不燃化プロジェクトの特定整備路線を詳細設計した事例をご紹介します。

2. 課題・問題点

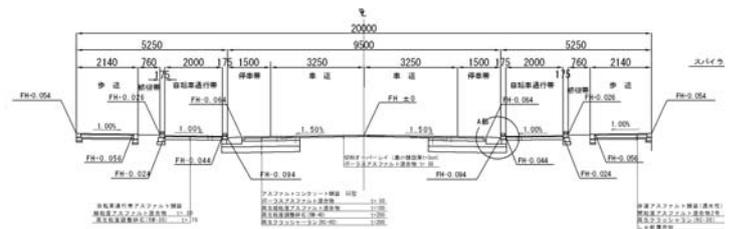
このプロジェクトの主な内容は以下の通りです。

- a. 木密地域の再生産を防止し、耐火建築物又は準耐火建築物への建替えの促進
 - b. 市街地の延焼を遮断し、避難や救援活動の空間ともなる、防災上効果の高い主要な都市計画道路の整備の推進
- 実施にあたり明らかになった課題・問題点は

- ① 現況幅員 11mを片側 4.5mずつ拡幅して幅員 20mとすることから現況縦断線形のままでは官民境界位置において高低差が生じる。
- ② コントロールとなる施設が近接している等の理由から縦断線形を変更するだけでは全てのコントロールとの高低差を0とすることができず高低差が生じてしまい、民地内での高低差処理(補償代行)が必要となる。



現況断面



計画断面

3. 課題・問題点解決のための技術的提案

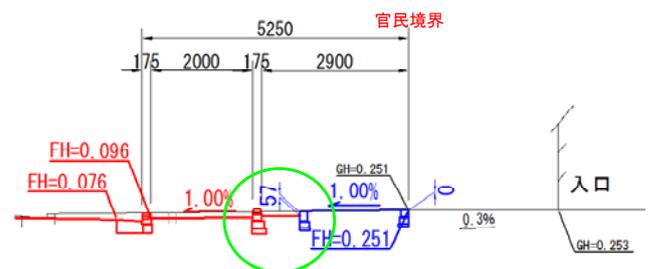
解決策として、計画高さが現況高さより低い場合は歩道と植樹帯の境界で歩道の高さを変更し、計画高さが現況高さより高い場合は歩道、自転車道の横断勾配を変更することによって高低差を解消させました。

4. 成果

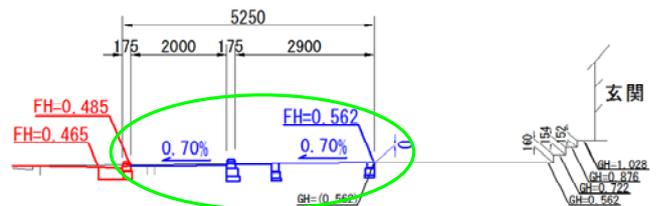
計画道路内で高低差の解消策を検討することで、民地でのすりつけが必要な箇所を減らすことが可能とするとともに、施工性や経済性も向上させることができました。

5. おわりに

今回の方法により用地境界での民地との高低差処理を減らすことができました。今後、同じような事案に対しても今回の事例を踏まえた提案を行い、実績を積み重ねていく所存です。



計画高さが現況高さより低いケースの解決策



計画高さが現況高さより高いケースの解決策



株式会社 東光コンサルタンツ

営業担当:

〒111-0041 東京都台東区元浅草4丁目9番13号

TEL: 03-5830-5600 FAX: 03-3847-6026

URL: <http://www.tokoc.co.jp>

担当: 本社 技術本部 笹木

20150630